就労継続支援優良取組表彰実施要綱

参考資料

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府表彰規則（昭和43年大阪府規則第12号）第６条の規定に基づき、就労継続支援優良取組表彰（以下単に「表彰」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の目的）

第２条　表彰は、府内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「総合支援法」という。）に基づく行政庁の指定等を受けている障害福祉サービス事業所のうち就労継続支援Ｂ型の事業所（以下「事業所」という。）の工賃向上及び就労支援等についての優れた取組みを讃え、その取組みを他の事業所に普及させ、障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤としての就労支援の質の向上につなげることを目的とする。

（表彰事業所の選定）

第３条　知事は、取組みの内容、実績、成果等を考慮して表彰する事業所を選定する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業所については、選定しないことがある。

(１)　過去３年以内に総合支援法に基づく指定の取消し等の処分を受けた事業所

(２)　過去３年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表された事業所

２　選定に当たっては、障がい者福祉等関係分野の有識者の意見を聴くとともに、必要に応じ取組みの状況について実地に確認等を行う。

（表彰の方法等）

第４条　表彰は、表彰式を開催し表彰状を授与して行い、その概要をホームページ等で公表する。

（雑則）

第５条　この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和 ４年 10月 20日から実施する。